

全国に都城を強力にPR！ 次なるステージ「選ばれる」へ

都城市ふるさと納税

総務省が7月6日、平成29年度の自治体別ふるさと納税額を公表しました。
本市の平成29年度実績は、寄附件数が約52万3千件（全国2位）、寄附金額が約74億7千万円（全国3位）となり、日本一となった平成28年度寄附金額を上回る寄附をいただきました。今回は、都城市ふるさと納税の取り組みと、寄附金の使い道を紹介します。

◎問い合わせ ふるさと産業推進局 ☎23-2452

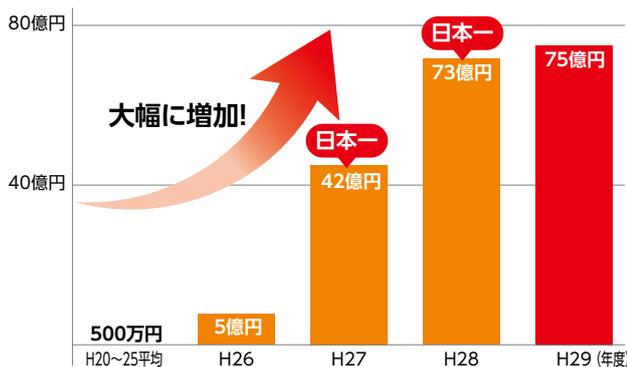


対外的なPRツール

「ふるさと納税」は、生まれ故郷や、居住していないものの愛着のある市区町村などを、寄附することで応援する制度です。市では、この制度をPRツールとして活用。返礼品を「肉と焼酎」に特化したことで、本市の名前と魅力を全国に発信する手段として活用しています。

また、寄附金額に応じて贈る返礼品の100割を地元から調達することで、地域経済の活性化にも大きく寄与しています。

● ふるさと納税寄附金額の推移



返礼品提供事業者の たゆまない努力

● 2カ月に1回の返礼品見直し

平成29年4月の返礼品は378種類でしたが、返礼品の魅力を高めるため、返礼品提供事業者と一体となって2カ月に1回の見直しを実施。現在、550種類の返礼品を取り扱っています。

● 新たな商品の開発

返礼品提供事業者が互いに切磋琢磨^{せつさく}し、より魅力的な商品開発を行うことで、寄附者を飽きさせない返礼品の充実を図っています。

● 顧客満足度の向上

返礼品提供事業者自ら、お客様本位の考え方をさらに高める顧客対応向上研修会を開催。サービス向上にも積極的に取り組んでいます。



平成30年度 寄附金の使い道の例

寄附者は、ふるさと納税を行う際に、次の8つの目的に応じた使い道を指定。市は一旦、基金に積み立て、翌年度事業の財源として活用しています。平成30年度は約250の事業に活用する予定です。

● 子ども支援（61事業）

- ・ ICT化推進事業
 - ・ 移動図書館車（くれよん号）更新事業
 - ・ A L Tによる語学指導事業
 - ・ 中学生海外交流事業
 - ・ みやこんじょジュニアトップアスリート事業
 - ・ 子どもの生活・学習支援事業
 - ・ 乳幼児医療費助成事業
 - ・ 妊娠・出産包括支援事業
 - ・ 子育て世代活動支援センター（ぶれぴか）管理運営費
 - ・ 小規模保育所推進事業
 - ・ 放課後児童クラブ推進事業
 - ・ ファミリーサポートセンター事業 など
- ### ● まちづくり支援（7事業）
- ・ 中心市街地再生プラン事業
 - ・ まちなか活性化プラン事業 など
- ### ● 環境支援（16事業）
- ・ 地域安全対策事業
 - ・ 大岩田最終処分場埋立地有効活用事業 など
- ### ● スポーツ・文化振興支援（16事業）
- ・ 合宿誘致推進対策
 - ・ 都城運動公園整備事業 など

● 長寿支援（7事業）

・ こけなないからだづくり講座

・ CKD（慢性腎臓病）予防連携事業 など

● 災害対策支援（14事業）

・ 自衛隊等連携訓練事業

・ 災害対策本部室整備事業 など

● 人口減少対策支援（12事業）

・ 移住・定住インターンシップ等推進事業

・ 転職応援補助金 など

● 市長におまかせ（117事業）

- ・ 都城の食品 販路開拓支援事業
- ・ 肉用牛担い手農家支援事業
- ・ 新規就農者ハウス設置支援事業
- ・ 養鶏農家生産向上緊急支援事業
- ・ 竹笹サイレージ普及促進事業
- ・ 地場産物「ふるさと給食」提供事業
- ・ 窓ロレイアウト改善事業
- ・ 総合文化ホール障がい者用駐車場屋根設置事業
- ・ ミートツーリズム推進事業
- ・ 「肉と焼酎のふるさと・都城」推進事業
- ・ 観音池公園整備事業 など

平成29年度ふるさと納税の寄附目的別寄附額
(単位：万円)

寄附目的	寄附金額
子ども支援	177,072
まちづくり支援	23,856
環境支援	49,772
スポーツ・文化振興支援	16,167
長寿支援	28,914
災害対策支援	24,729
人口減少対策支援	36,296
市長におまかせ	390,617
寄附総額	747,423

ピックアップ

都城市ふるさと納税振興協議会

都城市ふるさと納税のさらなる普及と地域貢献を目的として、返礼品提供事業者が組織したのが「都城市ふるさと納税振興協議会」です。

同協議会では、返礼品を調達する際に、市からそれぞれの事業者に対して支払われる代金の中から、一定割合を協力金として積み立て、それを財源に独自のPR活動や、地域コミュニティ活動の助成事業などに取り組んでいます。



都城市ふるさと納税振興協議会の皆さん

地元でかなえる、将来の夢

住み慣れた環境だからこそ、しっかりと勉強できる!

自宅から通える学校で、将来必要となる知識や技術を学び、夢をかなえよう!



市内・三股町内の大学、高専および専門・専修学校の平成31年度学生募集の概要を紹介します。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-7161

**南九州大学都城キャンパス
(立野町)**
☎21-2111

環境や園芸について学ぶ環境園芸学部と、教員などを養成する人間発達学部のある都城キャンパス。地域と関わりながら、学びを深められることが魅力です。



●取得できる資格

環境園芸学部 環境園芸学科

高等学校教諭1種免許(理科・農業)、中学校教諭1種免許(理科)、自然再生士補、学芸員など

人間発達学部 子ども教育学科

保育士資格、幼稚園教諭1種免許、小学校教諭1種免許、特別支援学校教諭1種免許など

●募集人員

環境園芸学科 130人
子ども教育学科 80人

●出願期間

特待生 10月1日(月)～10日(水)

推薦1期 11月1日(木)～9日(金)

推薦2期 12月10日(月)～21日(金)

一般 平成31年1月15日(火)～31日(木)

センター試験利用入試 平成31年1月15日(火)～2月1日(金)

**入学金が無料になる
都城地区入学金全額免除制度**

市内・三股町内の高校を卒業または卒業見込みの人や、市民または市民の子どもが、都城キャンパスに入学金した場合、入学金25万円が全額免除されます。

都城高専(吉尾町)

☎47-1133

5年間の一貫教育で、技術職のスペシャリストを養成。中学校卒業後の早い段階から、実験や実習、設計などの専門的な知識を学ぶことができます。

本科(5年間)を卒業すれば準学士、さらに専攻科(2年間)を修了すれば、大学と同じ学士の学位を取得できます。また、本科卒業後に、国公立大学3年生へ編入学も可能です。

●募集人員

機械工学科、電気情報工学科、物質工学科、建築学科 各40人

※各学科とも募集人員の5割程度を推薦により選抜

●出願期間

推薦 平成31年1月4日(金)～8日(火)

一般 平成31年1月22日(火)～25日(金)

**都城リハビリテーション学院
(大岩田町)** ☎36-5670

県内初の4年制の理学療法士養成専門学校です。

●取得できる資格

理学療法士国家試験受験資格、高度専門士(4年制大学卒業程度と同等)

●募集人員

理学療法学科
40人

●出願期間

指定校推薦・

学校推薦

9月21日(金)～

10月2日(火)

自己推薦 10月19日(金)～30日(火)

一般 平成31年1月21日(月)～30日(水)



都城コアカレッジ (吉尾町)

☎38-4811

●取得できる資格

情報デザイン科

基本情報技術者試験午前試験免除、

ITパスポートなど

医療ビジネス科

日本医師会医療秘書認定試験受験資格、

医師事務作業補助技能認定試験、

調剤報酬請求事務技能試験など

介護福祉科

介護福祉士国家試験受験資格、福祉

住環境コーディネーターなど

●募集人員

情報デザイン科 30人

医療ビジネス科 20人

介護福祉科 40人

●出願期間

推薦、一般 10月1日(月)～18日(木)

**都城デンタルコアカレッジ
(吉尾町)** ☎38-4812

●取得できる資格

歯科衛生士国家試験受験資格、メ

イカルクラークなど

●募集人員

歯科衛生士科 30人(女子のみ)

●出願期間

推薦・特待生、一般・社会人

10月1日(月)～18日(木)

**都城調理師高等専修学校
(都島町)** ☎22-4626

●取得できる資格 調理師

●募集人員

調理師科昼間部 80人

調理師科夜間部 5人

●出願期間

昼間部

10月1日(月)～平成31年3月29日(金)

夜間部 (10月開講生)

9月14日(金)まで

夜間部 (4月開講生)

平成31年3月15日(金)まで

豊心福祉学園 (安久町)
☎39-6951

●取得できる資格

介護福祉士国家試験受験資格

●募集人員 介護福祉学科 40人

●出願期間

一般・社会人

10月1日(月)～15日(月)

都城看護専門学校 (姫城町)
☎22-0711

●取得できる資格

准看護師試験受験資格、看護師国家

試験受験資格など

●募集人員

准看護師科(医療高等課程) 40人

看護師科(医療専門課程) 50人

●出願期間

准看護師科

10月9日(火)～11月2日(金)

看護師科 12月3日(月)～27日(木)

**都城医療センター附属看護学校
(祝吉町)** ☎22-3690

●取得できる資格

看護師国家試験受験資格など

●募集人員

看護専門課程看護学科 40人

※一般入試で定員の70%程度を選抜

し、推薦・社会人入試で定員の30

%程度を選抜

●出願期間

推薦

10月12日(金)～11月9日(金)

一般・社会人

12月17日(月)～平成31年1月18日(金)

**藤元メディカルシステム付属
医療専門学校 (三股町長田)**
☎52-6921

●取得できる資格

看護師国家試験受験資格など

●募集人員 看護学科 80人

●出願期間

指定校推薦・一般推薦・社会人1期

10月1日(月)～16日(火)

一般1期・社会人2期

12月19日(水)～平成31年1月16日(水)

出願期間は、複数回設定している学校があります。詳しくは、各学校に直接問い合わせください。



都城地域の近代と後藤家

江戸時代、鹿児島藩の直轄地であり、藩の物流を担う東目街道の要衝であった高城地域。この地に、大坂（現在の大阪）を含めた西日本全地域で、商業や輸送業で財を成した「後藤家」がありました。今回の企画展では、南九州でも有数の豪商として名をはせた「後藤家」について紹介します。

◎問い合わせ 都城島津邸 ☎23-2116

平成24年、後藤家の子孫後藤康高さんから、「後藤家文書」が都城島津邸に一括寄託されました。都城島津邸は、平成25年度から約4年間にわたって、この文書の調査や整理を行い、調査報告書を刊行しました。今回の展示では、貴重な史料の価値を広く発信するため、初公開。これらの史料を基に、幕末に後藤家の

家運を高めた8代当主五市や、「日向国の山林王」と呼ばれた9代当主伊左衛門を中心に、大坂まで広がっていた後藤家の商いや山林経営、さらに、藩の御用船業や伊左衛門が出馬した貴族院議員選挙に関する史料も展示します。そして、地形的に他地域との交流や交易が困難な場所である盆地で、



御用船稲福丸船印旗 (企画展ではパネル展示)



9代当主 後藤伊左衛門



10代当主 後藤嘉太郎

企画展概要

【展示史料】

- **大福帳** 取引に用いた帳簿。後藤家文書では63点の大福帳が存在している、時代によって、大きさや紙質が異なります
- **御用船稲福丸船印旗** 藩の御用船として後藤家を使用した「稲福丸」。この旗を掲げ、高城と江戸や大坂を往來していました
- **その他の史料** 後藤氏系図草案、貴族院多額納税者議員互選名簿、列朝制度（宮崎県指定文化財）など

どのような商業が行われていたかについても、ひもといていきます。

後藤家ごぼれ話

南九州の焼酎文化を代表する数当て遊び「なんこ」では、後藤家にちなみ、「5」を「ごっどん」と言います。



大福帳

※期間中、展示替えを行います。各史料の展示期間は、都城島津邸ホームページで確認ください

【会期】

10月8日(月)まで 9時～17時(入館は16時30分まで)

※休館日は、毎週月曜日。月曜日が祝日の場合は、その翌日

【観覧料】

大人210円(160円)

高校生・大学生160円(100円)

中学生以下無料

※(一)は、20人以上の団体料金。

本宅は、小学生以上100円

関連イベント(無料)

後藤家文書からみる幕末と明治維新について講演会を開催します。

● **日時** 8月26日(日) 14時～

● **場所** 高城生涯学習センター

● **講師** 東亜大学人間科学部 馬場晶子准教授

● **定員** 100人 ※申し込み不要



身近な社会貢献活動に参加してみませんか

「社会に貢献したい」「地域の課題を解決したい」などの思いから、市民が主体となって活動しているNPO。その内容は、子育て支援や高齢者・障がい者支援、まちづくり、環境保全、地域活性化など多岐にわたります。今回は、NPOの活動を紹介します。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎ 23-2431

非営利の社会貢献

NPOとは、「非営利組織」のことです。非営利とは「利益を出してはいけない」ということではなく、利益が出たら「団体の活動目的を達成するための費用に充てる」ということを意味します。利益を追求する企業とは異なり、「社会貢献活動」を目的とする組織です。

NPOには、法人格を持つ特定非営利活動法人（NPO法人）と、法人格を持たないボランティア団体や市民公益活動団体（NPO団体）があります。市内では、NPO法人64団体と、ボランティア・市民公益活動団体など100以上のNPO団体が活動しています。

NPOの活動に参加してみませんか

【直接的な参加】

- ①ボランティアとして参加
- ②会員になって、NPOの運営に主体的に参加

※趣旨に賛同する人なら誰でも入会できるNPO法人や、共に活動する仲間を募集するNPO団体・法人もあります。参加したい法人や団体を見つけたら、直接問い合わせください

【間接的な参加】

ボランティアなど、直接NPOの活動に関わることはできなくても、寄付（＝支援）することでも、NPOの活動に参加することができます。

インタビュー



正応寺ごんだの会
理事長
石井 和郎さん

都城の基幹産業である農業を守り育て、子どもたちが郷土を誇れるようなまちづくりや地域活性化などを目的に、平成18年にNPO法人を設立。理念に賛同する人が集ま

って、10人の会員から始まり、現在は、25人で活動しています。また、イベント時にはボランティアとして参加してくれる人も多数います。

田植え体験やニジマスつかみ、泥んこ遊びなどのイベント開催のほか、福祉団体などが主催するイベントを積極的にサポートしながら、交流の輪や活動範囲を広げています。興味のあるものを見つけたら、ぜひ、参加してくださいね。

都城市 ボランティアセンター

個人のボランティア活動やNPOの育成・支援を行い、市民活動を積極的に推進することを目的として、都城市総合社会福祉センター（松元町）内に開設しています。ボランティア活動やNPOの運営などに関することなら、気軽に相談ください。

●主な活動内容

- ボランティア団体の活動紹介や相談の受け付け
- ボランティア保険の受け付け
- NPOの活動紹介
- NPOの設立や運営の相談
- 各種助成金の申請支援
- 各種講座の開催

●開設時間 月・金曜日

8時30分～17時

※毎月第3土曜日は、イオン都城ショッピングセンター（早鈴町）で出張相談会を開催

●その他 都城圏域のNPO法人

や市民公益活動団体の活動をホームページ「友・誘・遊」でも紹介しています。また、センターでは冊子も配布しています

☎ 25-73318



多重債務で困ったら

一人で悩まず相談を！

借金を繰り返し、誰にも相談できずに返済困難に陥る人が増えています。今回は、多重債務の現状と相談方法を紹介します。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎23-2121



多重債務とは

自分の支払い能力以上に借金し、その借金返済のために複数の金融業者から借金を重ねてしまい、返済が困難になった状態を「多重債務」といいます。

借金返済のために借金を繰り返し、でも、解決にはなりません。また、言葉巧みに勧誘してくるヤミ金融で借金すると、借金は雪だるま式に増えていきます。

その結果、自己破産すると、銀行などからの借り入れやクレジットカードの発行が受けられなくなるなどのペナルティーがあります。

多重債務の相談件数

平成29年度、市に寄せられた消費生活に関する相談は590件。そのうち、多重債務や借金に関する相談

は90件で、インターネット関連の相談に次いで2番目に多く、全体の15%を占めています。

多重債務に陥る原因

多重債務に陥る原因は、思いもよらないところに潜んでいます。

- ・カードでの買い物に慣れてしまい、返済能力を十分考えないままクレジットカードを繰り返し利用している

- ・知人の連帯保証人になった後、知人が身を隠し、その債務を抱えることになった

- ・突然のリストラで収入が無くなり、住宅ローンや生活費が支払えなくなった

- ・ギャンブルにのめりこみ、借金を繰り返し返している



多重債務で困ったら

都城市消費生活センターでは、毎月、弁護士による無料法律相談を行っています。まずは、自分の債務の状態を客観的に把握することが大切です。一人で悩まず、早めに相談ください。

消費生活相談(無料)

【電話・面接相談】

●日時 毎週月～金曜日 9時～16時

9時～16時

【弁護士法律相談(前々日までに要予約)】

●日時・場所

8/9(木) 13時30分～16時30分

三股町福祉・消費生活相談センター

(三股町役場庁舎東側)

8/24(金) 13時～16時

都城市消費生活センター(市役所本館2階)

●相談時間 30分程度

【相談専用電話】

都城市消費生活センター

☎23-7154

三股町福祉・消費生活相談センター

☎52-0999

インタビュー

借金解決の第一歩は早目の相談！



コミュニティ文化課
男女参画・消費生活
担当

鈴木 聖也さん

多重債務の相談の中で「これくらいすぐ返せる」という軽い気持ちで借金し、利息が付いた金額を返せずに、返済が滞っていくケースがあります。気付いた時には返しきれないほどの金額になっている

て、もっと早く相談しておけばよかったという声を聞きます。その一方、消費生活センターの弁護士法律相談でアドバイスを受け、生活を立て直した人もいます。借金は解決可能な問題ですので、早めに相談ください。

明るく住みよい社会を目指して

8月は人権啓発強調月間です

「男のくせに」「女なのこ」など、何気ない一言が周りの人を傷つけることがあります。県は、8月を「人権啓発強調月間」と定めています。

本市でも、家族や友人、地域での触れ合いの機会が多いこの期間に、さまざまな啓発事業を行います。

この機会に、人権について改めて考えてみませんか。

◎問い合わせ

生涯学習課 ☎23-9545

いきいきふれあいリレー啓発展（無料）

さまざまな人権問題に関するパネルやパンフレットを展示。人権問題への理解と認識を深めるため、ぜひ、ご覧ください。

●期間 8月27日

(月)～9月5日(水)

●場所 市役所本館1階市民サロン



人権啓発標語募集

人権を尊重することの大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、人権に関する標語を募集します。

優秀作品は人権啓発資料などに活用。市民の人権意識の高揚を図るとともに、12月に開催する人権啓発推進大会で表彰します。

●募集部門 小学生の部、中学生の部、一般の部（高校生以上）

●募集期限 9月7日(金)まで

※応募方法など詳しくは、市ホームページで確認ください

【昨年度の人権啓発標語】

3部門合わせて、5千点を超える応募がありました。

●最優秀賞作品

小学生の部 「変わるの、周りじゃなくて私から」

中学生の部

「変わりたい 見てみぬふりの自分から」

一般の部

「絶望を 希望に変えた 君の声」

お墓の手続きとお盆の墓参り

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

お墓の手続き

【御骨の移動】

御骨の移動は、現在墓地のある「移動元」の市町村で、「改葬許可申請」が必要です。市内に墓地のある人は、環境政策課へ問い合わせください。市外に墓地のある人が御骨を移動する場合は、墓地のある市町村へ問い合わせください。

【墓じまい】

使用している墓地が不要となる場合、御骨の移動と併せて、現在建っている墓石や祭壇などの撤去や整理が必要な場合があります。墓地の管理規則に沿って撤去などを行ってください。

また、市営墓地は市の所有地です。使用している市営墓地が不要となった場合は、手続きの上、撤去工事を行い、更地に戻して返還ください。詳しくは、環境政策課へ問い合わせください。



お盆の墓参りの注意点

市営墓地は、駐車台数に限りがあります。また、市営墓地周辺の混雑解消のため、一部の市道で交通規制が実施されます。

自家用車での墓参りはできるだけ避け、やむを得ず自家用車を利用する場合は、警備員の誘導に従ってください。

なお、次の墓地の臨時駐車場に看板を設置します。看板のない場所には駐車しないでください。

【8月の臨時駐車場開設と交通規制実施の予定】

	12日(日)	13日(月)	15日(水)
東墓地	—	臨・交	臨・交
西墓地	臨	臨・交	臨・交
北墓地	臨	臨	臨

臨：臨時駐車場 交：交通規制